

国立市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する条例

(目 的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止し、並びに路上喫煙等を制限することにより、地域の環境美化及び受動喫煙の防止を推進し、もって、安全で快適な市民生活を確保することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 国立市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者及び市内に滞在する者（通過する者を含む。）をいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (3) ポイ捨て 吸い殻等をみだりに捨てることをいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、空き缶、ビン、ペットボトルその他のごみをいう。
- (5) 飼い犬 市民等が自ら所有し、又は管理する犬をいう。
- (6) 路上喫煙等 公共の場所において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。

(市の責務)

第 3 条 国立市は、第 1 条の目的を達成するために、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する施策（次条において「防止施策」という。）を総合的に推進するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 国立市が実施する防止施策に協力すること。
- (2) 公共の場所において、ポイ捨てをしないこと。

- (3) 飼い犬を散歩させるときは、ふんを持ち帰るための容器等を携帯するとともに、当該飼い犬が排せつしたふんを持ち帰ること。
- (4) 他人の迷惑となる路上喫煙等をしないこと。
- (5) 市有施設における喫煙は、当該施設を管理する者の指示に従うこと。
- (6) 喫煙するときは、備付灰皿、携帯用吸い殻入れ等を使用し、吸い殻を適正に処理すること。

(路上喫煙等禁止区域の指定等)

第 5 条 市長は、路上喫煙等による迷惑と危険を防止する必要があると認める区域を、路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項の規定により指定した禁止区域を変更し、又は指定を解除することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により禁止区域を指定し、又は前項の規定により指定した禁止区域を変更し、若しくは指定を解除するときは、その旨を告示等により市民等に周知するものとする。

(禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第 6 条 市民等は、禁止区域内において路上喫煙等をしてはならない。ただし、市長が指定する場所においてはこの限りではない。

(指 導 員)

第 7 条 市長は、禁止区域における路上喫煙等の行為者に対して必要な指導をするため、規則で定めるところにより、指導員を置くことができる。

(委 任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の前においても、禁止区域の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為を行うことができる。

(検 討)

- 3 市長は、この条例の施行後3年を目途として、ポイ捨て、飼い犬のふんの放置及び路上喫煙等の状況を勘案し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。